DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

貳拾五圓也
貳拾五圓也
貳拾五圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

531

529 中尉

軍事郵便貯金通帳

六六

朝 中尉

簿管原所	軍關貯金支局
號號記番	戰ぬり04356

摘要	住所	氏名
Harry J. Stempin, 1st. Lt. US ARMY.	比島俘虜收容所第一分所	ハーリー ジエ ステンピン 殿

内閣印刷局製造

4407

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

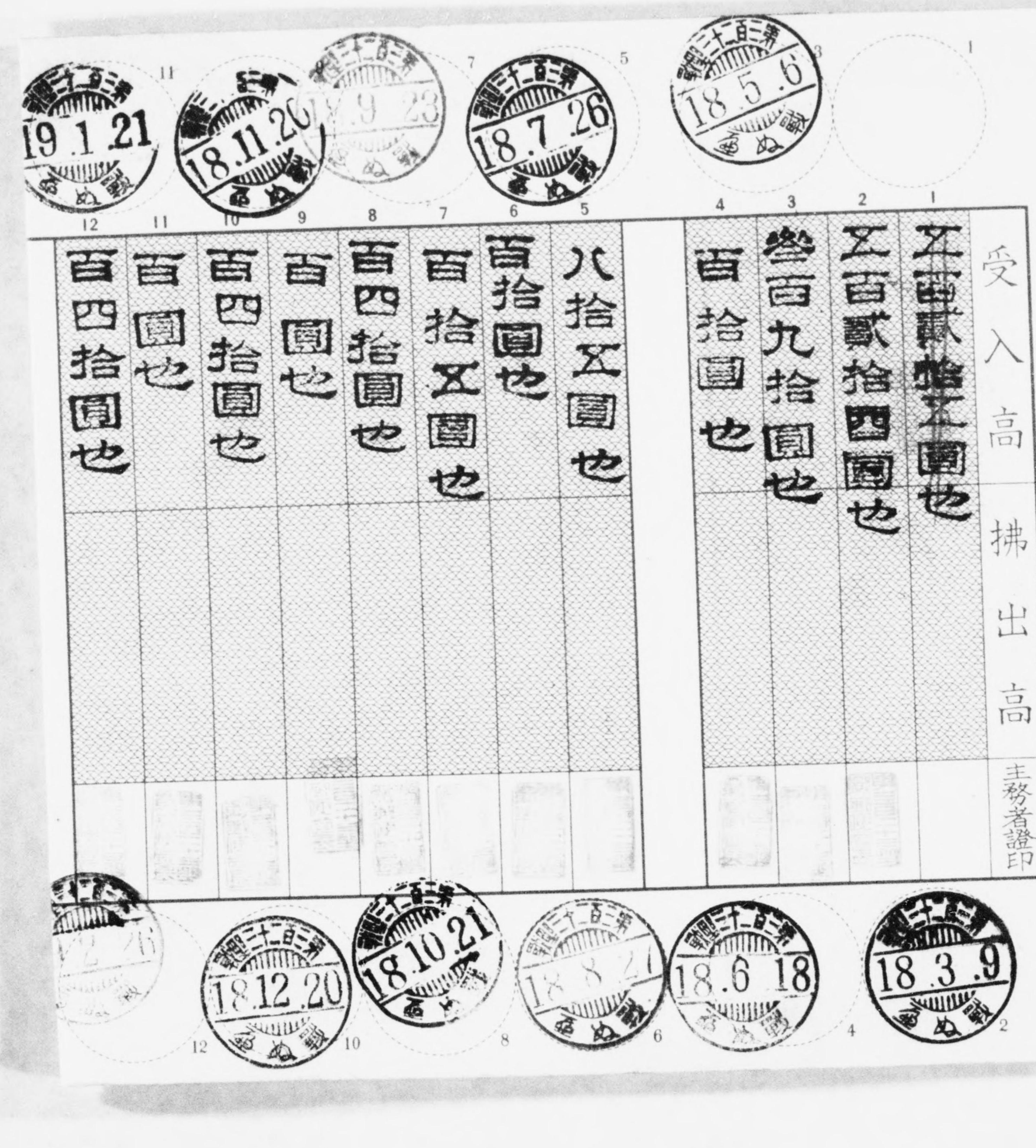

受入高	拂出高	主務者證印
八拾五圓也	五百貳拾五圓也	
百拾圓也	五百貳拾四圓也	
百拾五圓也	參百九拾圓也	
百四拾圓也	百拾圓也	
百圓也		
百四拾圓也		
百圓也		
百四拾圓也		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍少佐

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

								五百拾圓也	五拾五圓也	百五拾五圓也	貳百圓也	百圓也	百四拾圓也	百圓也
								510.	55	155				
								90.00	六七九					
								3214.						

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2184

軍事郵便貯金通帳

拾九

薄管原所	局支金貯關下
號號記番	戰ぬ第 09102

摘要	住所	氏名
Edmund Starke, Jr. Major, US ARMY.	北島俘虜收容所第二分所	スターク エドマンド・エス 殿

逓製局刷印閣内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2184

軍事郵便貯金通帳

拾九

簿管原所	局支金貯關下
號記番	戰ぬ第 09102

摘要	住所	氏名
Edmund Starke, Jr. Major, US ARMY.	北島俘虜收容所第二分所	スターク エドマンド・エス 殿

逓製局刷印閣内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百貳拾參圓也
四拾五圓五拾錢

1665
81.00
45.50
71655.00

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入	高	拂出	高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢				
貳百拾圓也				
六拾貳圓五拾錢				
四拾貳圓五拾錢				
六拾貳圓五拾錢				
七拾五圓五拾錢				
九拾貳圓五拾錢				
六拾貳圓五拾錢				
九拾貳圓五拾錢				
六拾貳圓五拾錢				
九拾貳圓五拾錢				
六拾貳圓五拾錢				

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

昭年大財

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2190

軍事郵便貯金通帳

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ至 08612

名氏	所住	要摘
スペクジェクールソン殿 ダブリユ	比島俘虜收容所第二分所	Jefferson W. Speck Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳拾圓也	參拾圓也	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	
拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

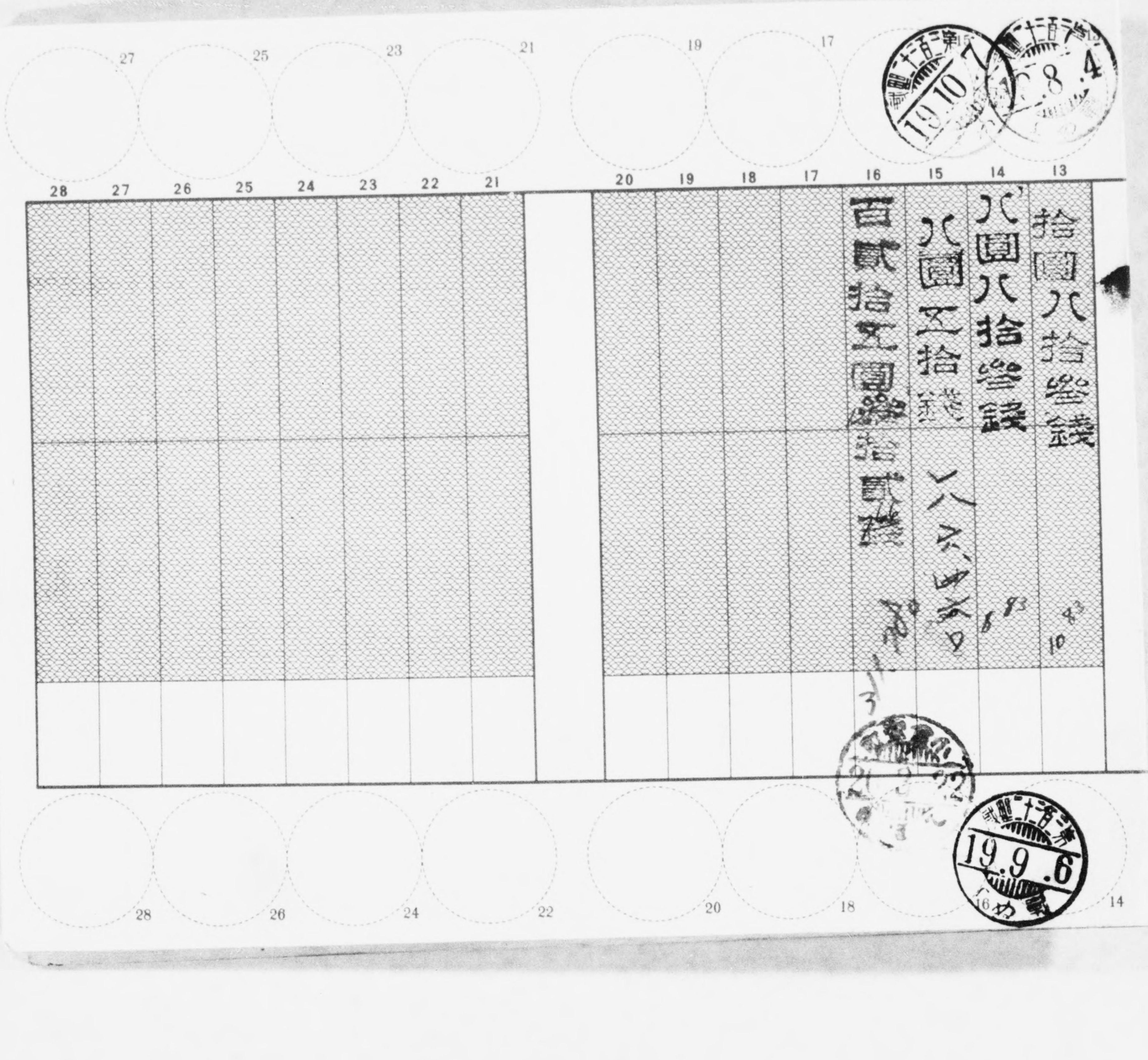

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

448 694 少尉

軍事郵便貯金通帳

八壹

簿管原所	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04282

名氏	住所	摘要
ポール イー ソロモン 殿	比島伴藤[illegible]所第一分所	Paul E. Solomon, 2nd. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百拾圓也 410-		
參拾五圓也 35-		
參拾五圓也 35-	五拾圓也 50-	
八拾五圓也 85-		
八拾五圓也 85-		
參拾五圓也 35-		
八拾五圓也 85-		
六拾五圓也 65-		
百圓也 100		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾圓也	五拾圓也	五拾五圓也	五拾五圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾五圓也
50	50	55	55	100	50	100	50	100	50	100	55

¥1.80

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度の[illegible]まし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

---

140 陸軍少佐

129

軍事郵便貯金通帳

簿管原所	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04814

摘要	住所	氏名
Thomas B. Smother Major, US ARMY.	比島俘虜收容所第一分所	トーマス スマザーズ シニア 殿

内閣印刷局製造

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

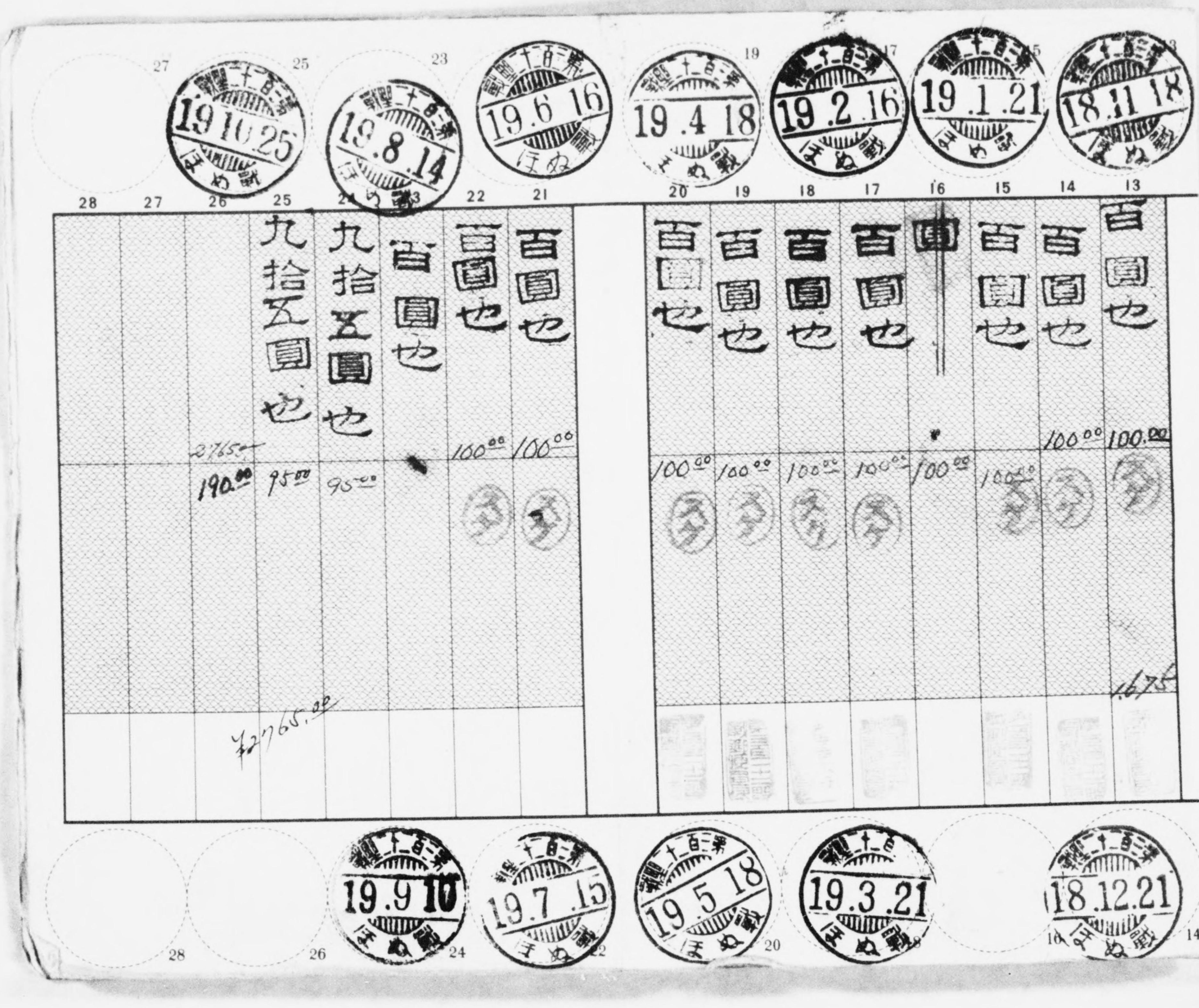
百圓也
百圓也
百圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百五拾五圓也	95.00	
百參拾五圓也	125.00	
九拾五圓也	95.00	
九拾五圓也	95.00	
九拾五圓也	95.00	
九拾五圓也	95.00	
九拾五圓也	95.00	
百貳拾五圓也	125.00	
百圓也	100.00	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	四拾五圓二拾錢	四拾五圓五拾錢	參百參拾貳圓也	
62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	62.50	45.50	45.50	81.00	1.753

19.7.7 かぬ戰
19.5.7 かぬ戰
19.1.8 かぬ戰
20.3.22
19.9.6 よぬ戰
19.10.7
19.8.4 よぬ戰
19.6.15 ぼぬ戰
19.4.7
19.2.7 かぬ戰

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百七拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

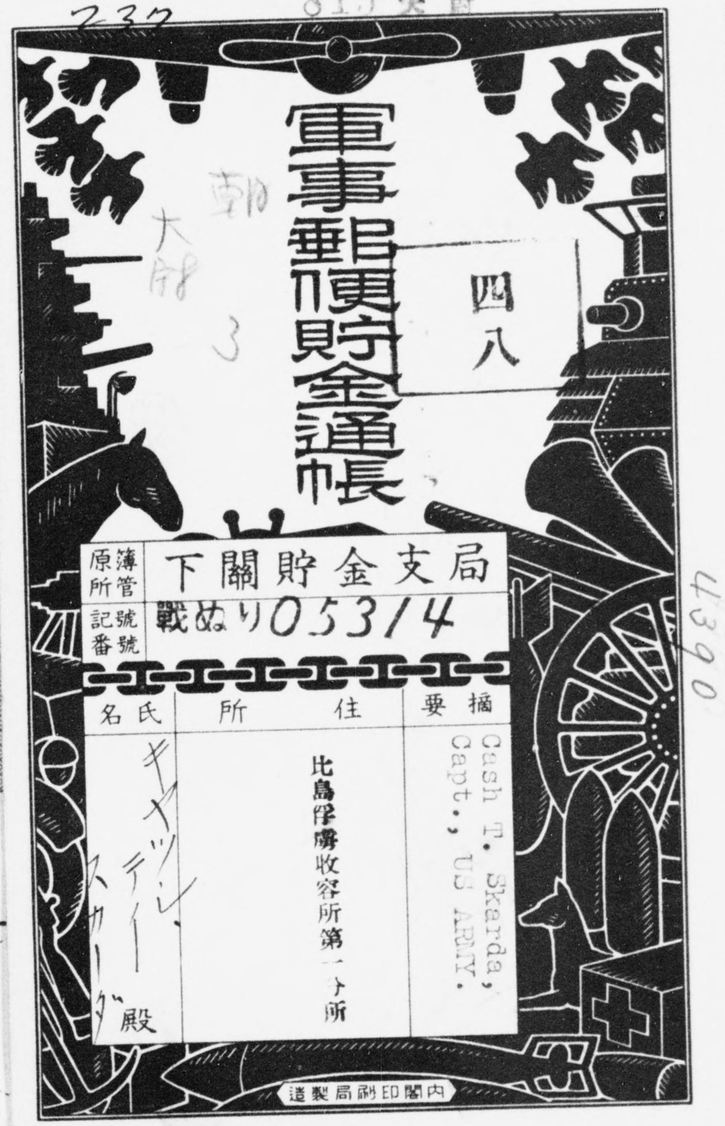

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は、

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

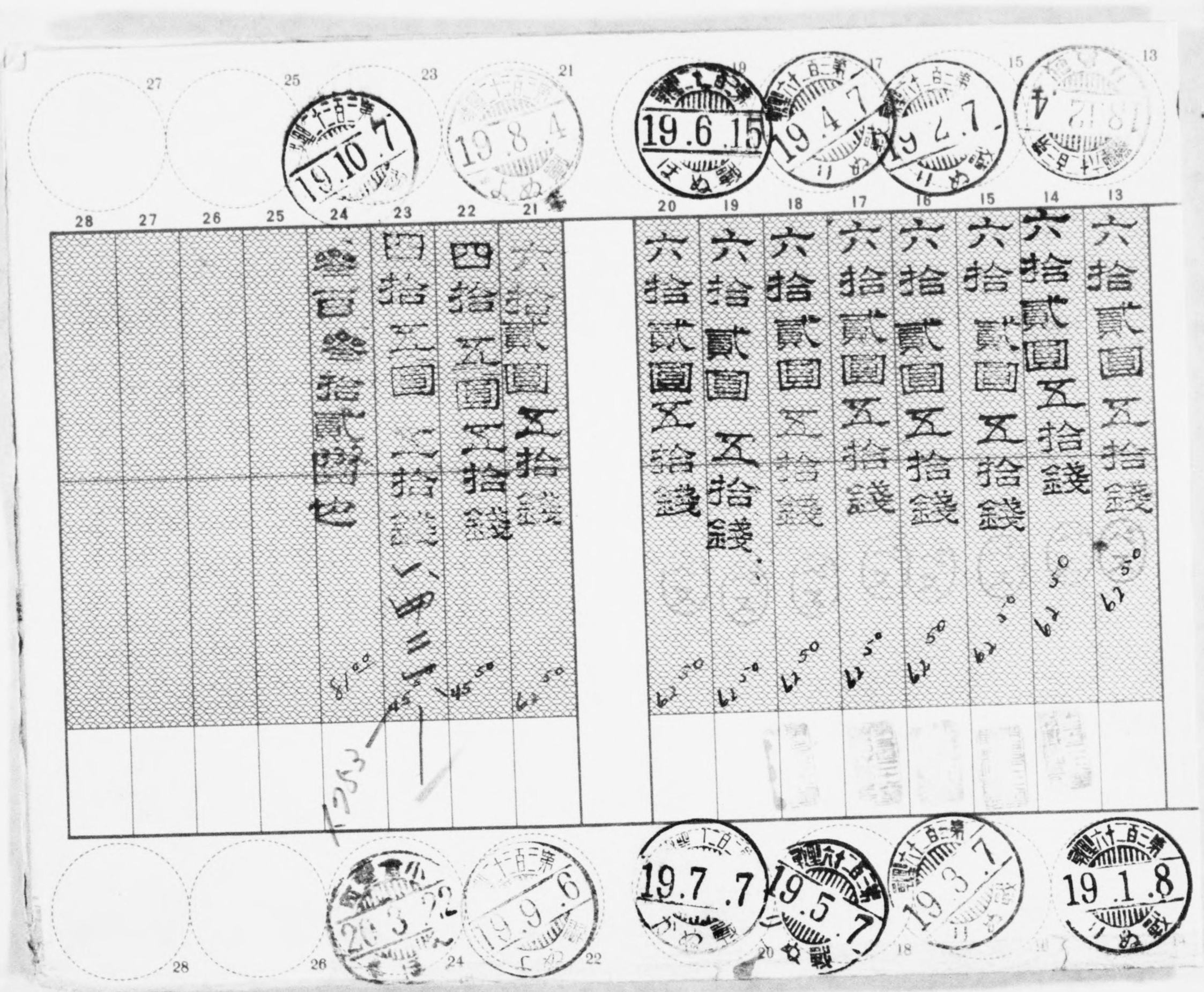

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
壹百四拾壹圓五拾錢	壹百四拾壹圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
七拾貳圓五拾錢	七拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	

印鑑
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

236

353 大 附

軍事郵便貯金通帳

四九

朝 大附 3

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04729

名氏	住所	摘要
ベウアーリ エヌ スカードン 殿	比島俘虜收容所第一分所	Beverly N. Skardo Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

4391

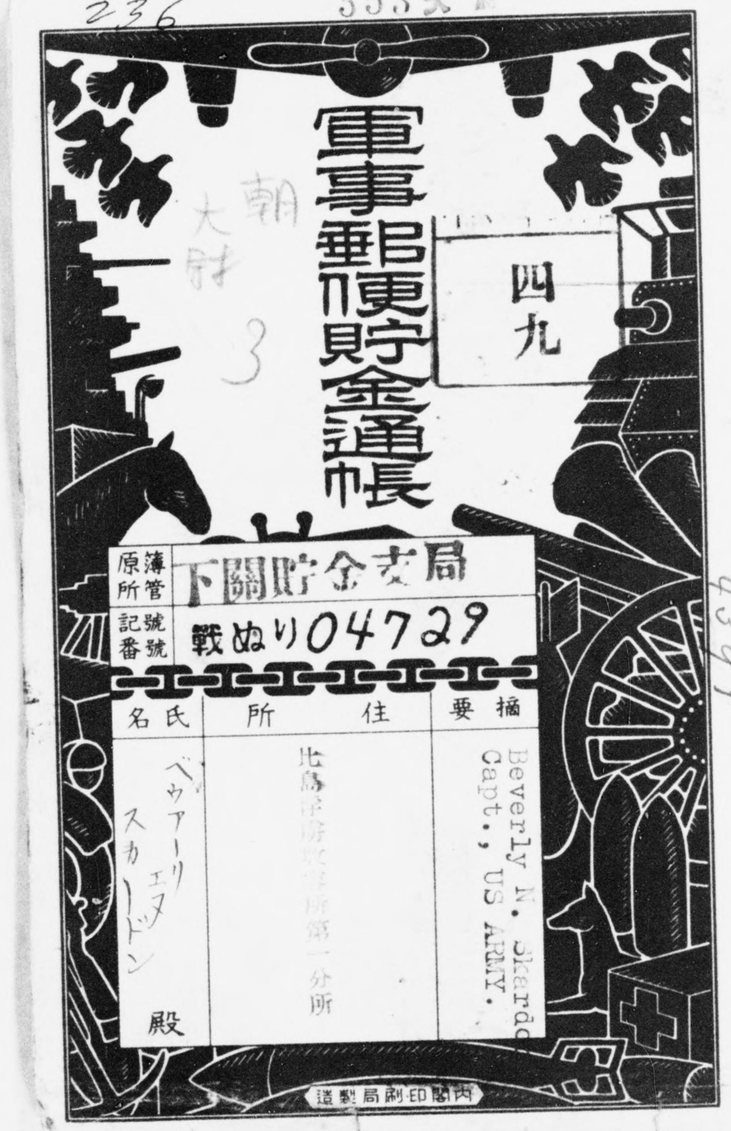

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

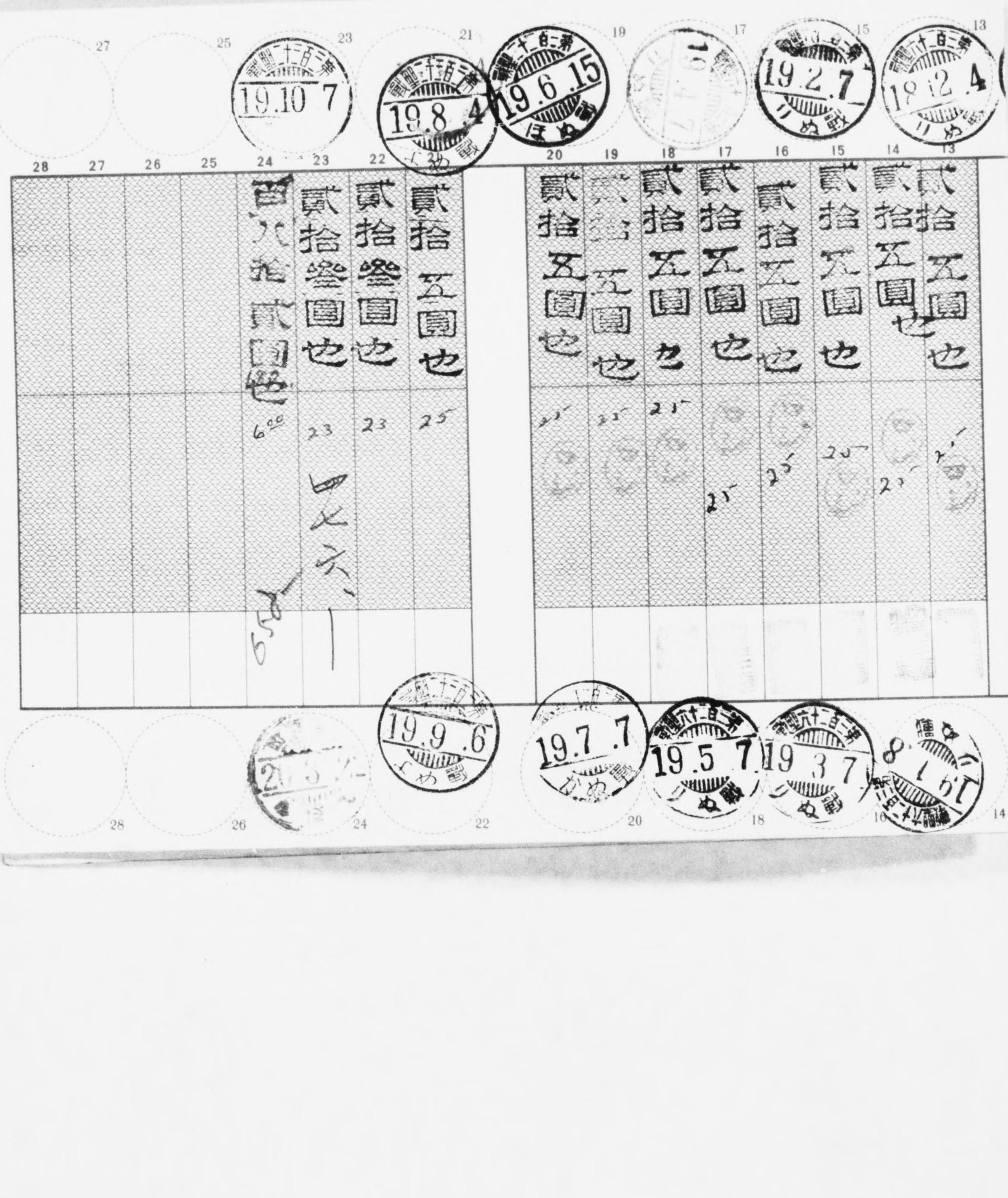
貳拾五圓也
貳拾五圓也
貳拾五圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
八拾圓也	80-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
參拾五圓也	35-	
貳拾五圓也	25	
五拾圓也	50	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

330

523 中尉

軍事郵便貯金通帳

六五

朝中尉

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬり04455

名氏	住所	摘要
ロイド イー シャーウード 殿	比島俘虜收容所第一分所	Lloyd E. Sherwood 1st. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4406

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

郵便貯金通帳

31553

臺北貯金管理所

記号番号 台ぬ085086

摘要	住所	氏名
Schooley, G. Captain	臺灣俘虜收容所第四分所	ゲヨーゲ、スコーリー 殿

（ロ）他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻し資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

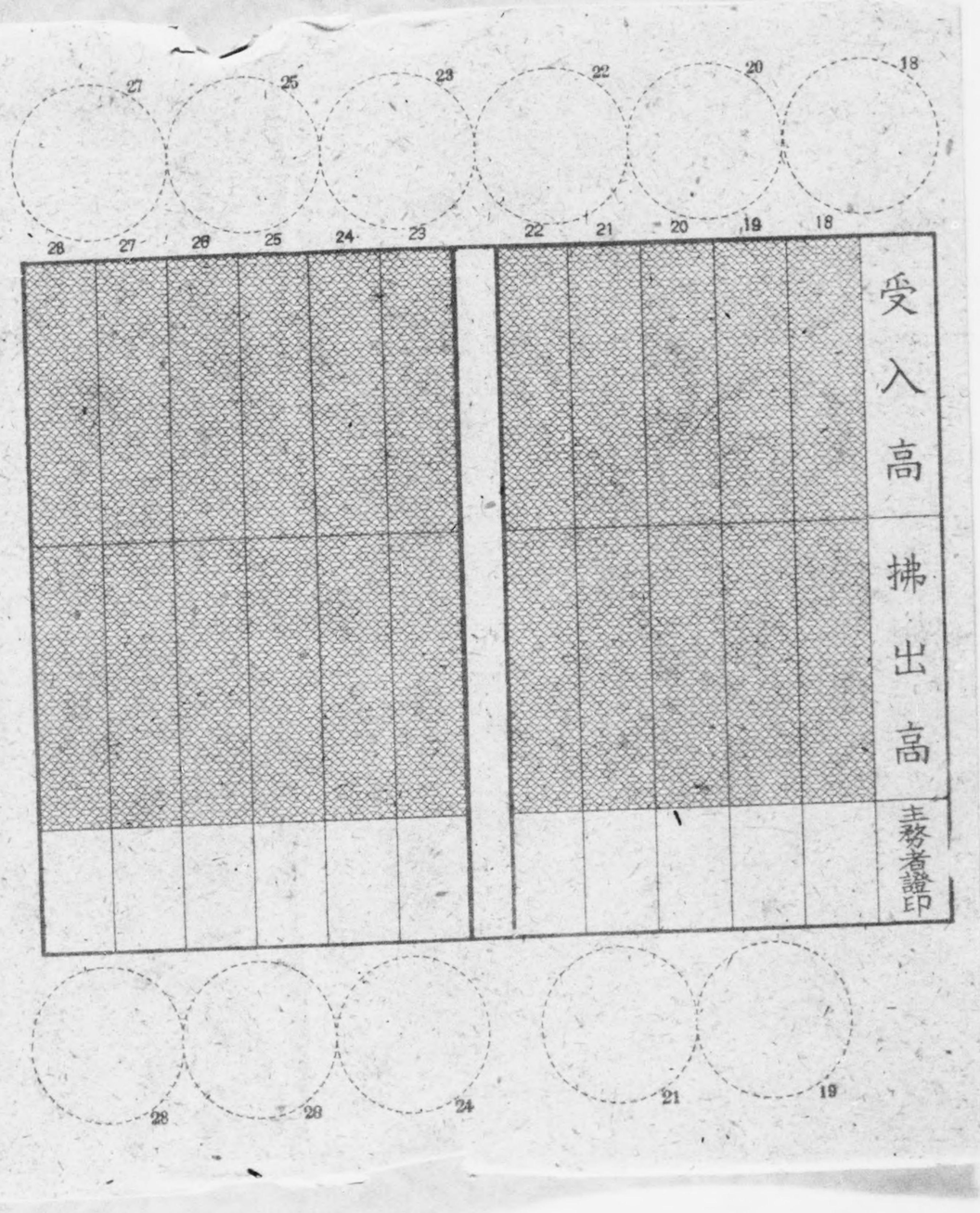

受入高	拂出高	主務者證印

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

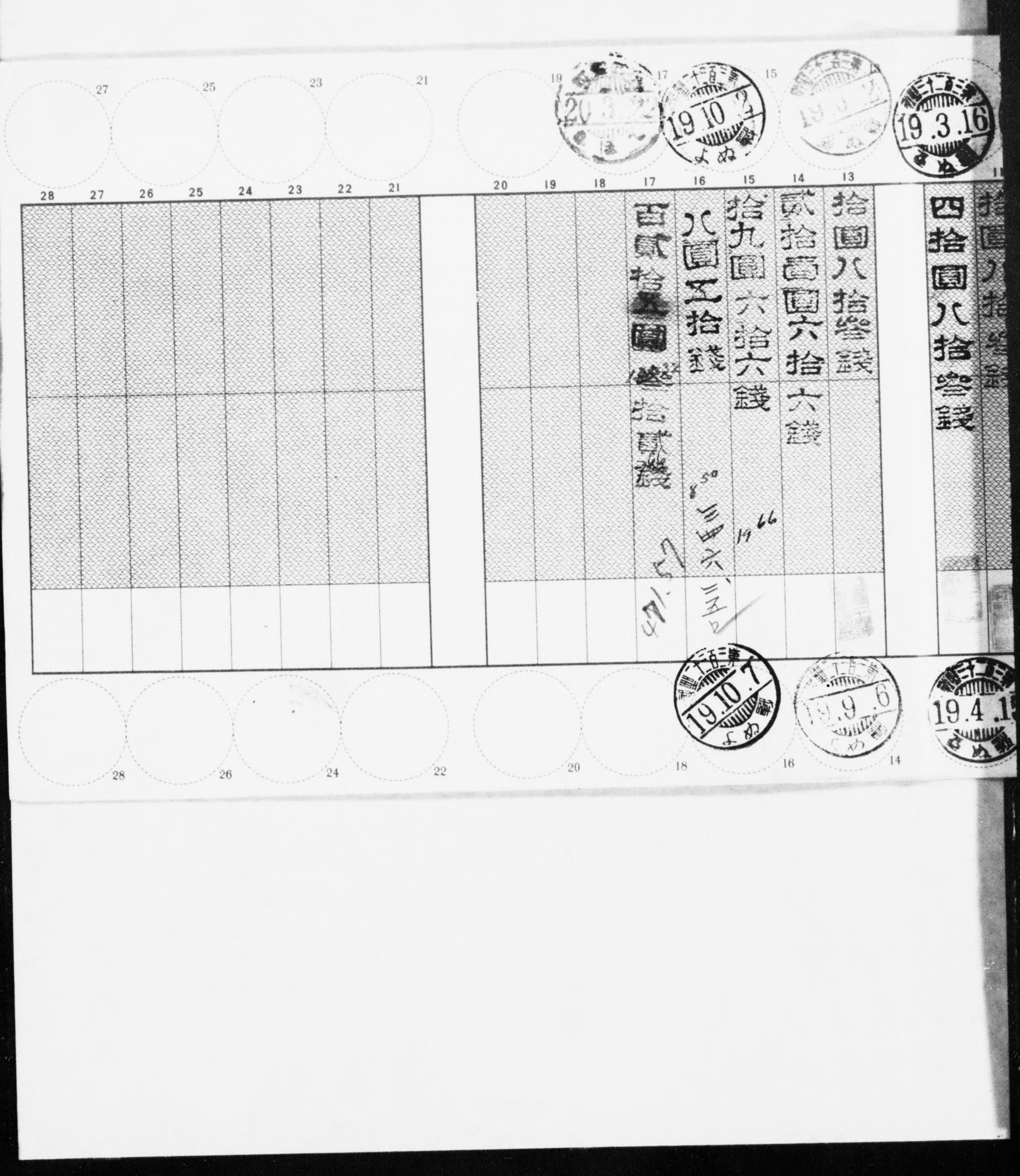

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印	拾參圓拾五錢	拾參圓參拾貳錢	拾圓八拾參錢	拾壹圓六拾六錢	貳拾圓八拾參錢	四拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	四拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢	四拾圓八拾參錢	四拾圓八拾參錢	拾圓八拾參錢

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍少尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

2083

軍事郵便貯金通帳

八拾

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ亟 08800

氏名	住所	摘要
サベージ コロンブス 殿	比島俘虜收容所第二分所	Columbus Savage 2nd.Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

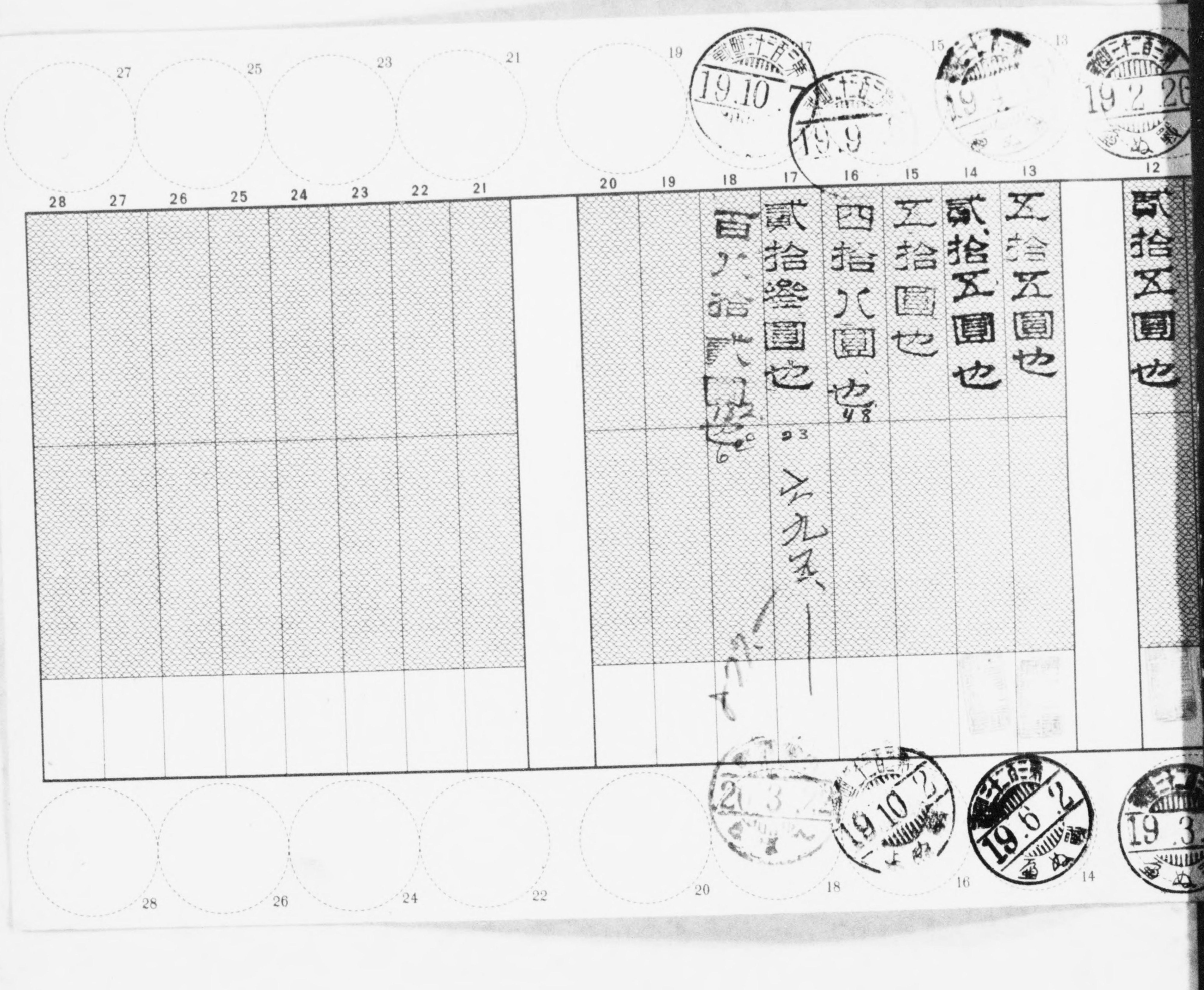

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也	貳拾五圓也	
六拾圓也	參拾五圓也	
貳拾五圓也	五拾五圓也	
五圓也	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

隨年中尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

282 1987 中尉

軍事郵便貯金通帳

六四

朝 中尉 3

簿管原所	下關貯金支局
號記番	戰ぬ函 09262

氏名	住所	摘要
サーマン オタスイー 殿	比島俘虜收容所第二分所	Otis E. Saalman 1st.Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4405

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は、

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百四拾圓也		440
參圓八拾參錢	383 四四三、八三〇	
百貳拾五圓	拾貳錢	25.15

20 3 22

19.6 25

19 10 31

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

464

軍事郵便貯金通帳

九壹

原簿管所	下關貯金支局
記號番號	戰ぬほ 42319

名氏	住所	摘要
ラツセル ロバート エンスン 殿	北島派遣翼 第九七四八部隊	RUSSELL, ROBERT ENSON USN ㊞

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

參拾圓也 30

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

拾圓八拾參錢 10.83

八圓八拾參錢 8.83

八圓五拾錢 八六、四四 8.50

百貳拾五圓參拾貳錢

311.78

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳拾圓也	20—	
參拾圓也	30·	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	
拾圓八拾參錢	10 83	

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

463 462 1404 少財

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日二十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、戰損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉屬 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入	高	拂出	高	主務者證印
貳百九圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		四拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

227 1157 火厨

軍事郵便貯金通帳

四參

原簿管所	局支金貯關下
記番號	戰ぬり05308

名氏	所住	摘要
ジエームス・デイ リチヤードソン殿	比島俘虜收容所第一分所	James D. Richardson Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けた現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合のほか他人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢

四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢 四拾五圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢 六拾貳圓五拾錢

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

鑑	印
	此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

受入高	拂出高	主務者證印
貳百參拾圓也		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		
七拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

226

324 大尉

軍事郵便貯金通帳

四貳

大尉 3

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04681

名氏	所住	摘要
グロウアー リチャードソン シュニア 殿	比島米[illegible]第一分所	Grover C. Richards Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

4388

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

226 324 大尉

軍事郵便貯金通帳

四貳

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬり04681

名氏	住所	摘要
グロウアー リチャードソン ジュニア 殿	比島[illegible]分所	Grover C. Richards Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

4388

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 (一)原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二)「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ)預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ)他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也
貳拾五圓也
五拾圓也
四拾八圓也
貳拾圓也
百八拾貳、[illegible]也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		

鑑　　印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

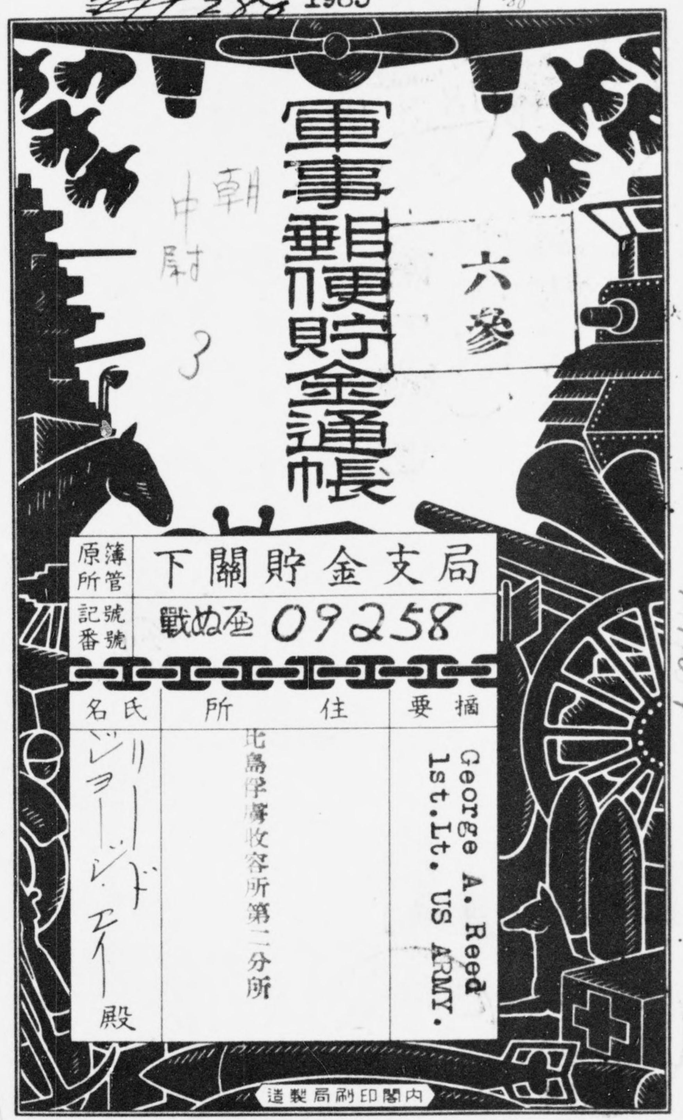

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居所轉改 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百七拾六圓八拾圓錢		
貳拾參圓也		
九拾圓也		
5,8,81		90—

印鑑
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「檢閲」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「檢閲」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日二十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ。

通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

27	25	23	22	20	18
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18

受入高	拂出高	奏者證印

28	29	24	21	19

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也	貳拾五圓也
25	25	25	25	25	25	25	25

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
拾五圓也	拾五圓也	
貳拾五圓也	貳拾五圓也	
貳拾五圓也	貳拾五圓也	
貳拾五圓也	貳拾五圓也	
貳拾五圓也	貳拾五圓也	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

349 1361 中尉

軍事郵便貯金通帳

六貳

朝 中尉

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬほ17678

氏名	住所	摘要
ケネス・ダブリユ ラムジー 殿	比島俘虜收容所 第一分所	Kenneth W. Ramsey 1st. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4403

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

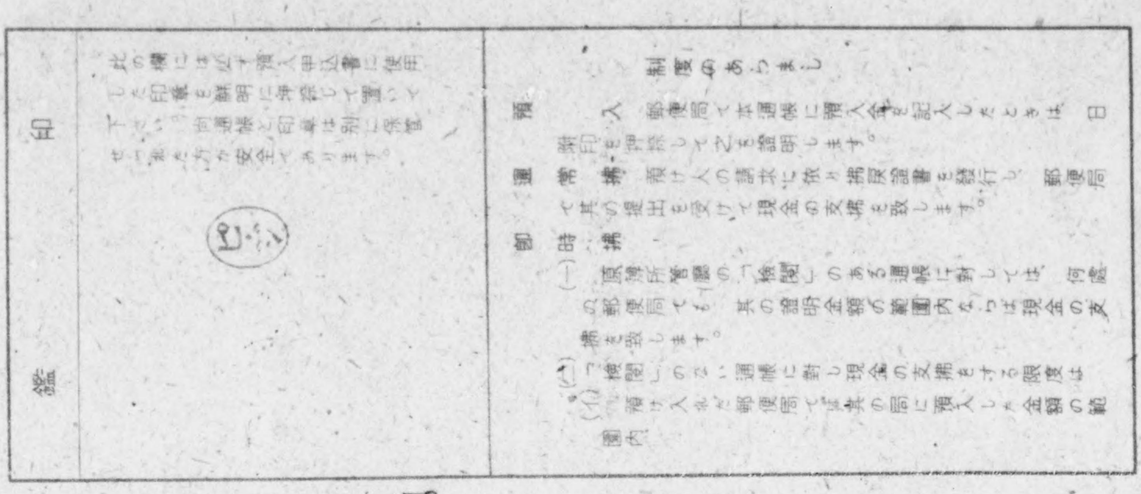

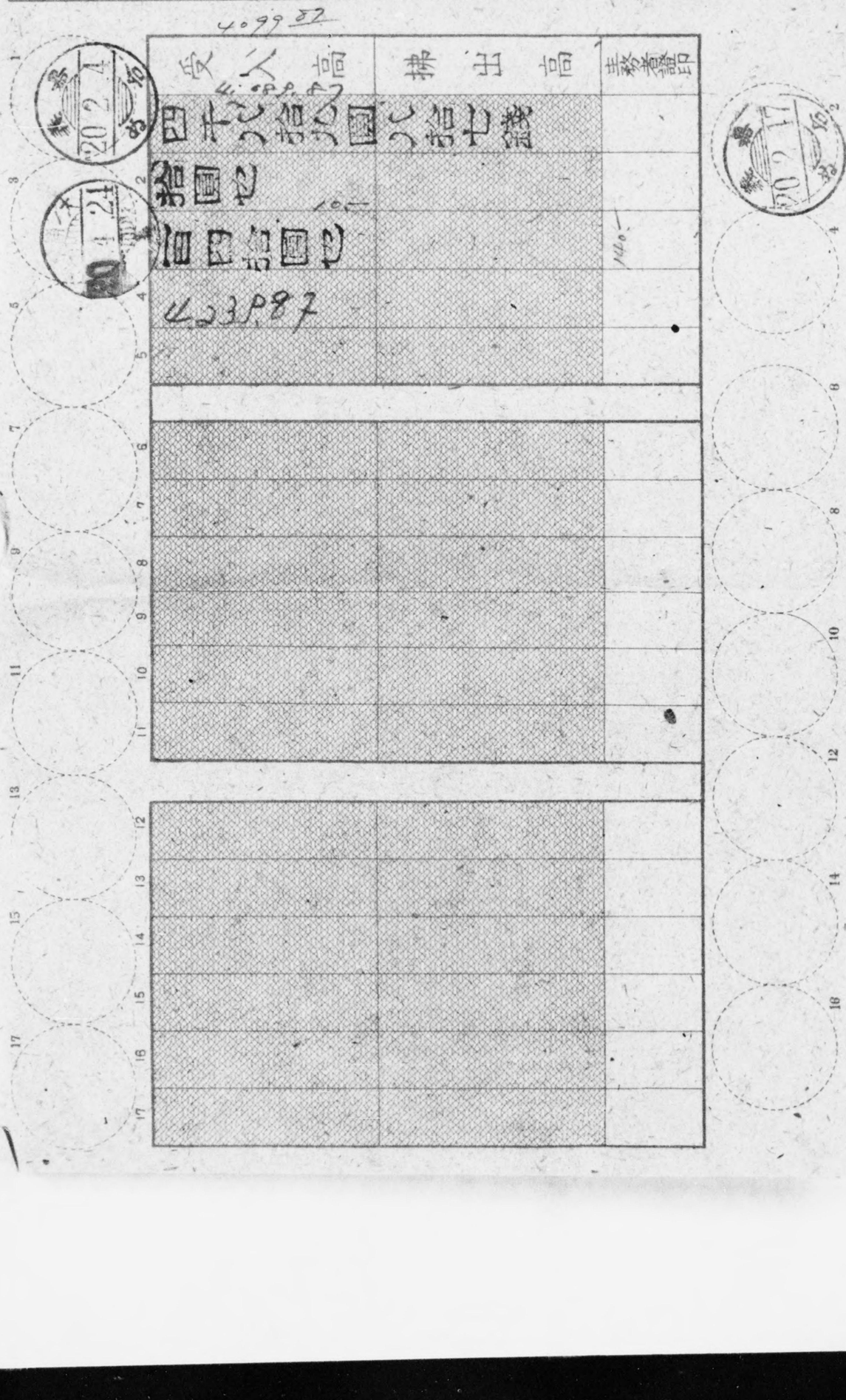
預入高
払戻高
差引残高
日本から国から御中様
御国中
御国御中
4099 57
4099 57
4099 57

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切って元金に組入れ、通帳をお出しのときそこに記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳は登録がなくなったり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく、或は利子記入檢閲の爲に通帳を一同もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

再度通帳 通帳は登録がなくなったり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致します。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

受入高	拂出高	主務者證印
28 27 26 25 24 23	22 21 20 19 18	

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳弗五拾錢
貳拾五圓也
貳拾參圓也
四拾五圓六拾錢
參百參拾貳圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	七拾貳圓五拾錢	
四拾貳圓五拾錢	九拾貳圓五拾錢	
貳百拾圓也	六拾貳圓五拾錢	
	九拾貳圓五拾錢	
	六拾貳圓五拾錢	
	九拾貳圓五拾錢	
	六拾貳圓五拾錢	
	九拾貳圓五拾錢	

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

187 2193 火劇

軍事郵便貯金通帳

九五

郵 大 3

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ亟 08644

名氏	住所	摘要
プリーキート ウイリヤム エフ 殿		William F. Pricke Capt. USMC.

内閣印刷局製造

4431

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

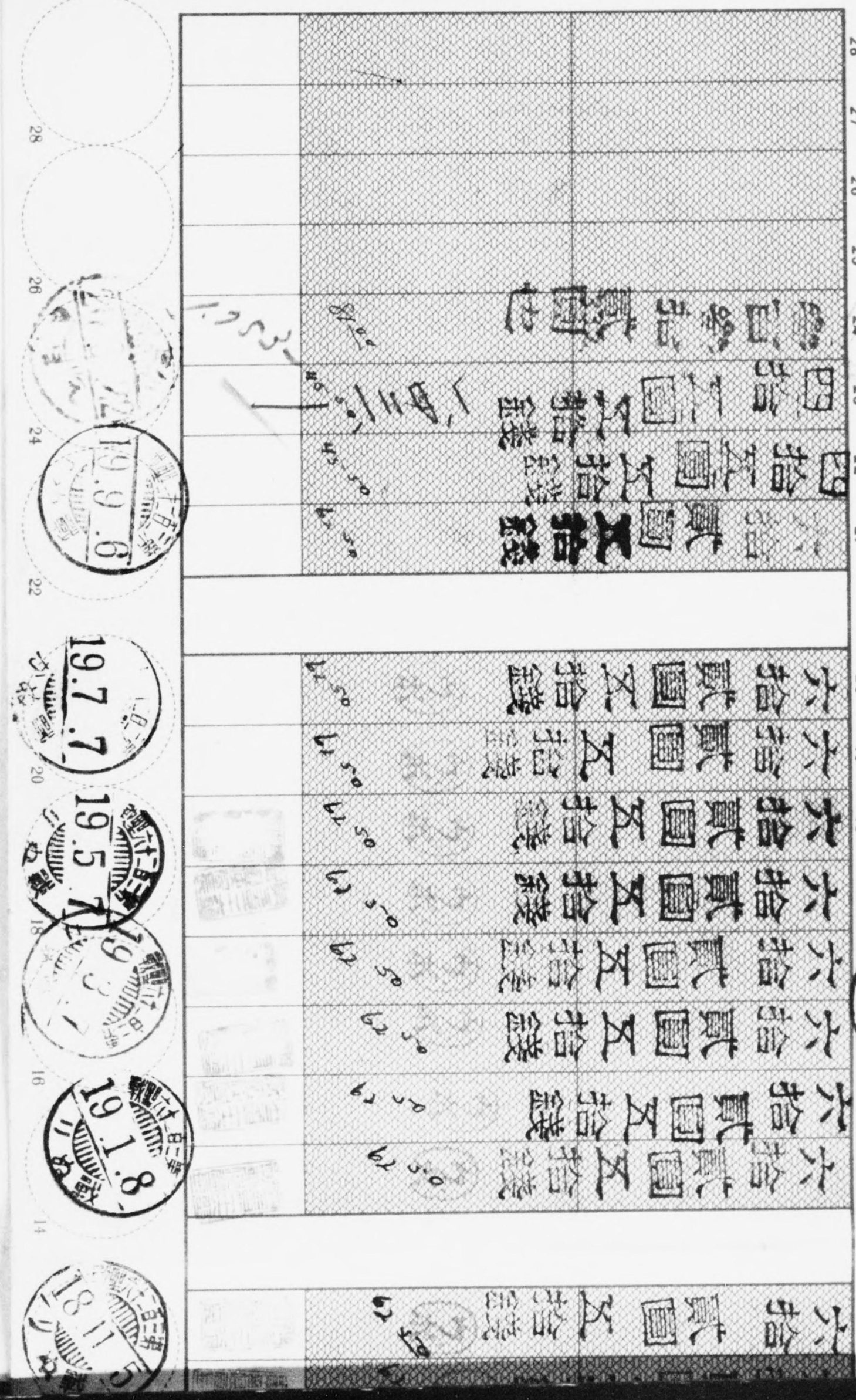

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百參拾圓也	230—	
四拾貳圓五拾錢	42.50	
四拾貳圓五拾錢	42.50	
四拾貳圓五拾錢	42.50

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

225

315 大 尉

軍事郵便貯金通帳

四壹

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04679

名氏	住所	摘要
ウィリアム シー ポーター 殿	比島俘虜收容所第一分所	William C. Porter Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

4387

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

									五百拾圓也 510.	五拾五圓也	百五拾五圓也 155	貳百圓也	百圓也	百四拾圓也	百圓也
									90.00	55					

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
八拾五圓也	五百貳拾五圓也	
百拾圓也	五百貳拾四圓也	
百拾五圓也	參百九拾圓也	
百四拾圓也	百拾圓也	
百圓也		
百四拾圓也		
百圓也		
百四拾圓也		

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

鑑　印

陸軍少佐

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
			五百拾圓也	五拾五圓也	五拾五圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也	百圓也	五拾圓也
			510.	55	55	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100	50
			90.00													

19.9.6 19.7.7 19.5 19.3.7 19.1.8 18.9 19.10.7 19.8.4 19.6.15 19.4.7 19.2.7 18.12.4 18.10.8

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
四百拾圓也	410-	
參拾五圓也	35-	
八拾五圓也	85-	
八拾五圓也	85-	
參拾五圓也	35-	
參拾五圓也	35-	
壹百圓也	100-	
百拾五圓也	115-	
參拾五圓也	35

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

123 佐少軍建

軍事郵便貯金通帳

拾六

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬり04797

名氏	所住	摘要
アーサー シー ピーターソン 殿	北島俘虜收容所第一分所	Arthur C. Peterso Major, US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

百圓也

百四拾圓也

貳百圓也

百圓也

百五拾五圓也

五拾五圓也

五百拾圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
五百貳拾五圓也	八拾五圓也	
五百貳拾四圓也	百拾圓也	
參百四拾七圓五拾錢	百拾五圓也	
百拾圓也	百四拾圓也	
	百四拾圓也	
	百圓也	
	百圓也	
	百四拾圓也	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍少佐

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

70 1729

軍事郵便貯金通帳

拾五

簿管原所	局支金貯關下
號記番	09081 戰ぬ亟

摘要	住所	氏名
Allen L. Peck Major, US ARMY.		ベック、アーレン、殿

内閣印刷局製造

4363

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
八拾圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	
五圓也	五圓也	

鑑印
此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

321

500 中尉

軍事郵便貯金通帳

六壹

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04342

名氏	住所	摘要
ウィリアム エイ パーソンズ 殿	比島俘虜收容所第一分所	William A. Parson 1st. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4402

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 776850

321

500 中尉

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

四拾圓八拾參錢

拾圓八拾參錢

貳拾圓六拾六錢

拾九圓六拾六錢

八圓五拾錢

百貳拾五圓參拾錢

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍少尉
687

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

394 2070 7 附

軍事郵便貯金通帳

七八

簿管原所	下關貯金支局
號記番號	戰ぬ亟 08781

氏名	住所	摘要
パーク ウイリヤム・アール殿		William R. Parks 2nd.Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻[illegible]きは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢[illegible]の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

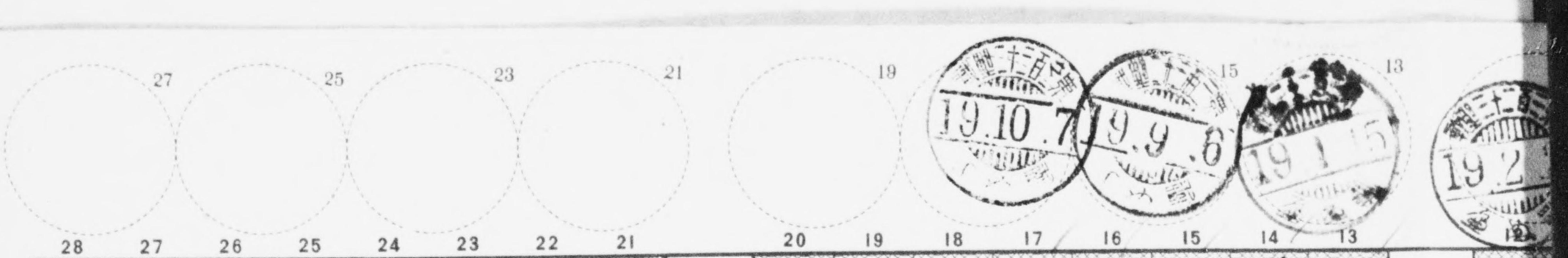

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也	貳拾五圓也	
六拾圓也	參拾五圓也	
貳拾五圓也	五拾五圓也	
五圓也	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	
	貳拾五圓也	
	五拾五圓也	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1981

軍事郵便貯金通帳

簿管原所	下關貯金支局
號記番號	戰ぬ亟 09251

摘要	住所	氏名
Robert F. Parks 1st.Lt. US ARMY.	比島俘虜收容所第二分所	パークス ロベルトエフ 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を發行致します。毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	事務者證印
五萬拾圓拾四錢		
四百六拾圓拾四錢		
貳拾八圓也		
くずれ		

20 1 24

20 2 4

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。後日通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

(テニ)

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

通常拂戻證書 預け入れた金額の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 (一) 原簿所管廳の「檢閱」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「檢閱」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓近くであります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのときに記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度があります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失毀損又は汚穢したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

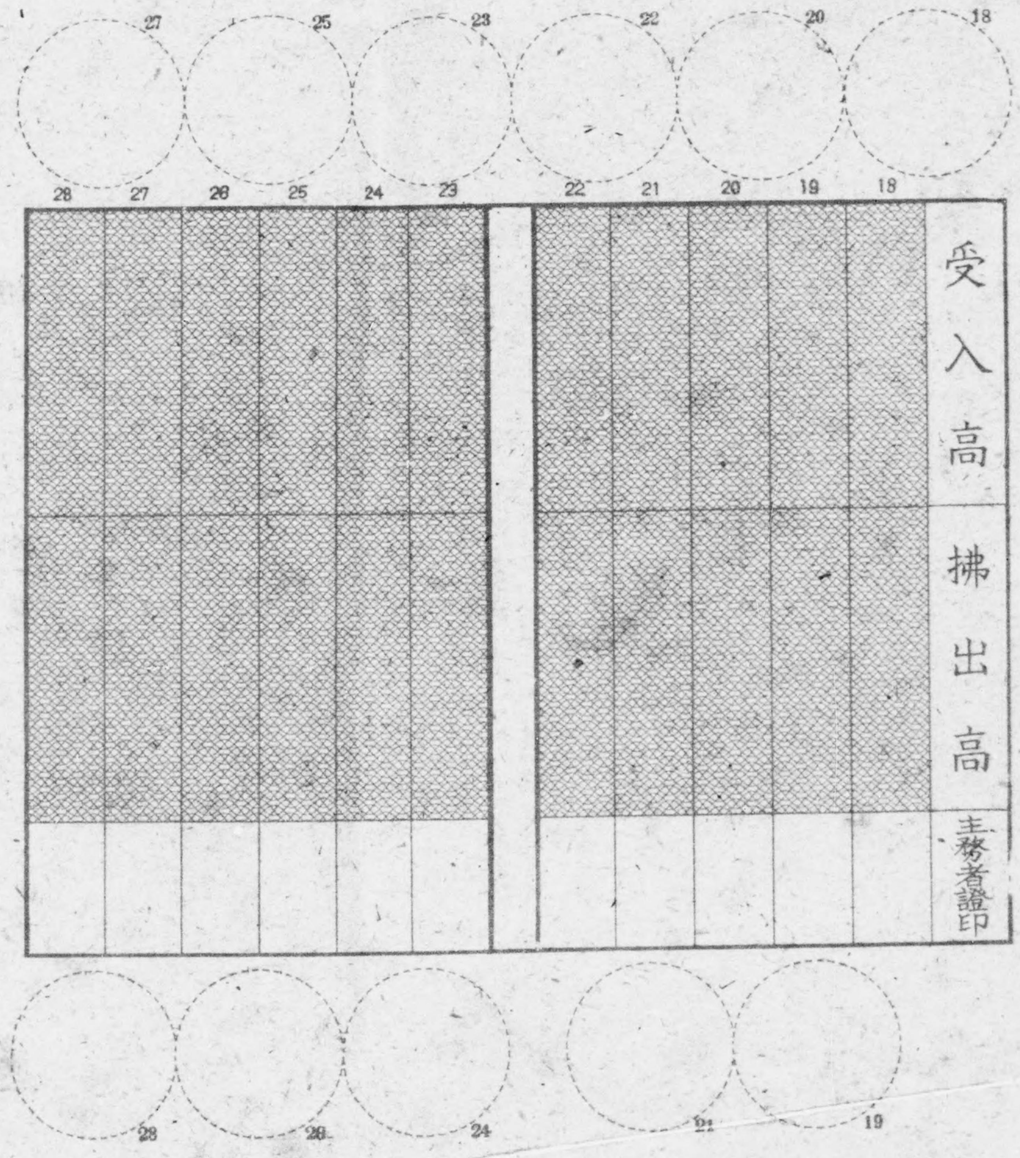

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百貳拾參圓也
四拾五圓五拾錢
參百參拾貳圓也

81.00
45.50
1,98.7

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
六拾貳圓五拾錢	貳百九拾圓五拾錢	
七拾貳圓五拾錢	貳百拾圓也	
九拾貳圓五拾錢	四拾貳圓五拾錢	
六拾貳圓五拾錢	六拾貳圓五拾錢	
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
大拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

海軍大臣

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

149 1912 文尉

軍事郵便貯金通帳

八五

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ亟 08657

名氏	住所	摘要
ナーシ ディビード殿	比島伊府收容所第二分所	David Nash Lieut. US NAVY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

卽時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも卽時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲め通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百九圓也
四拾五圓五拾錢
參百參拾五圓也

六拾貳圓五拾錢

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
貳百拾七也		
四拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
七拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

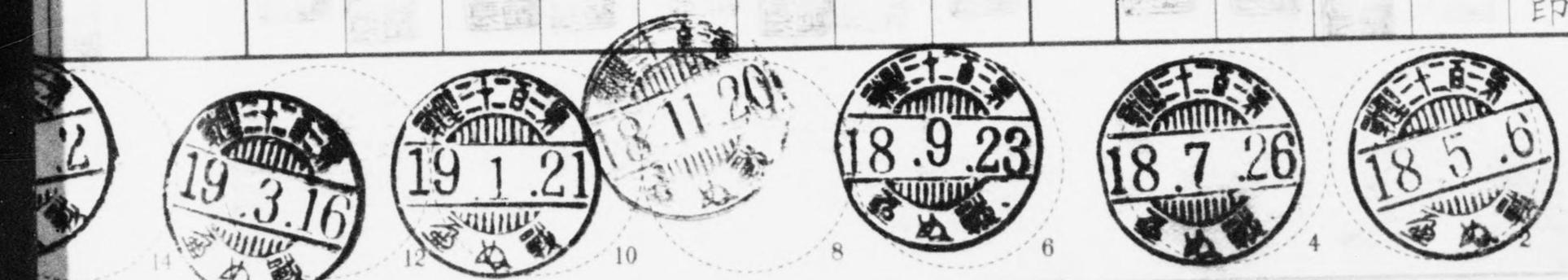

300
陸軍大尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

165 1850 文附

軍事郵便貯金通帳

四拾

朝大附 3

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	戰ぬ丞 08572

名氏	所住	摘要
モールジョージビー 殿	比島俘虜收容所第二分所	George B. Moore, Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4386

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
百貳拾五圓也
百六圓也
四拾五圓五拾錢
壹百參拾貳錢也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入	高	拂出	高	主務者證印
貳百九拾壹圓五拾錢		六拾貳圓五拾錢		
貳百拾圓也		七拾貳圓五拾錢		
四拾貳圓五拾錢		九拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		六拾貳圓五拾錢		
九拾貳圓五拾錢		六拾貳圓五拾錢		
六拾貳圓五拾錢		九拾貳圓五拾錢		

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

276

陸軍大尉

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

~~163~~ 162 1847 文附

軍事郵便貯金通帳

参九

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ巫 08568

氏名	住所	摘要
マイノール ウイリヤム ジヤイ 殿	比島俘虜收容所第二分所	William D. Miner Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4385

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地郵便局還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

五拾五圓也

貳拾五圓也

五拾圓也

四拾八圓也

貳拾參圓也

壹八拾貳圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
百四圓也		
六拾圓也		
貳拾五圓也		
五圓也		
貳拾五圓也		
參拾五圓也		
五拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		
五拾五圓也		
貳拾五圓也		

鑑　印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

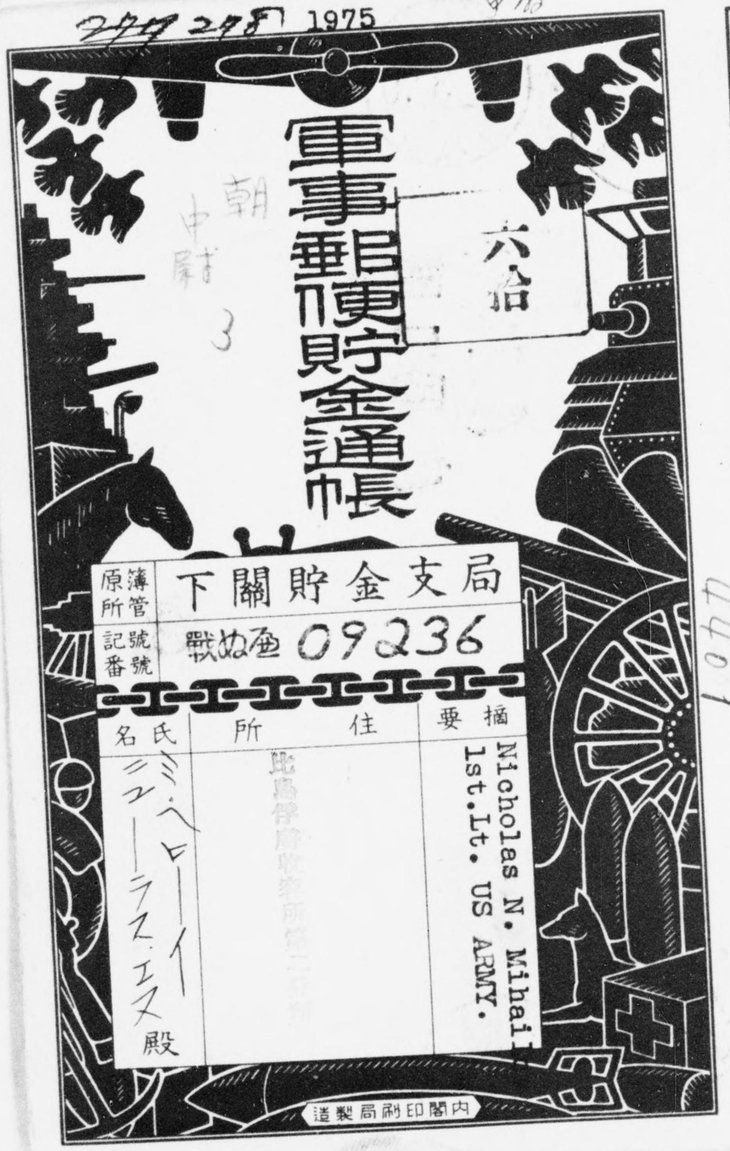

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 (一)原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二)「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ)預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ)他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致します。其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

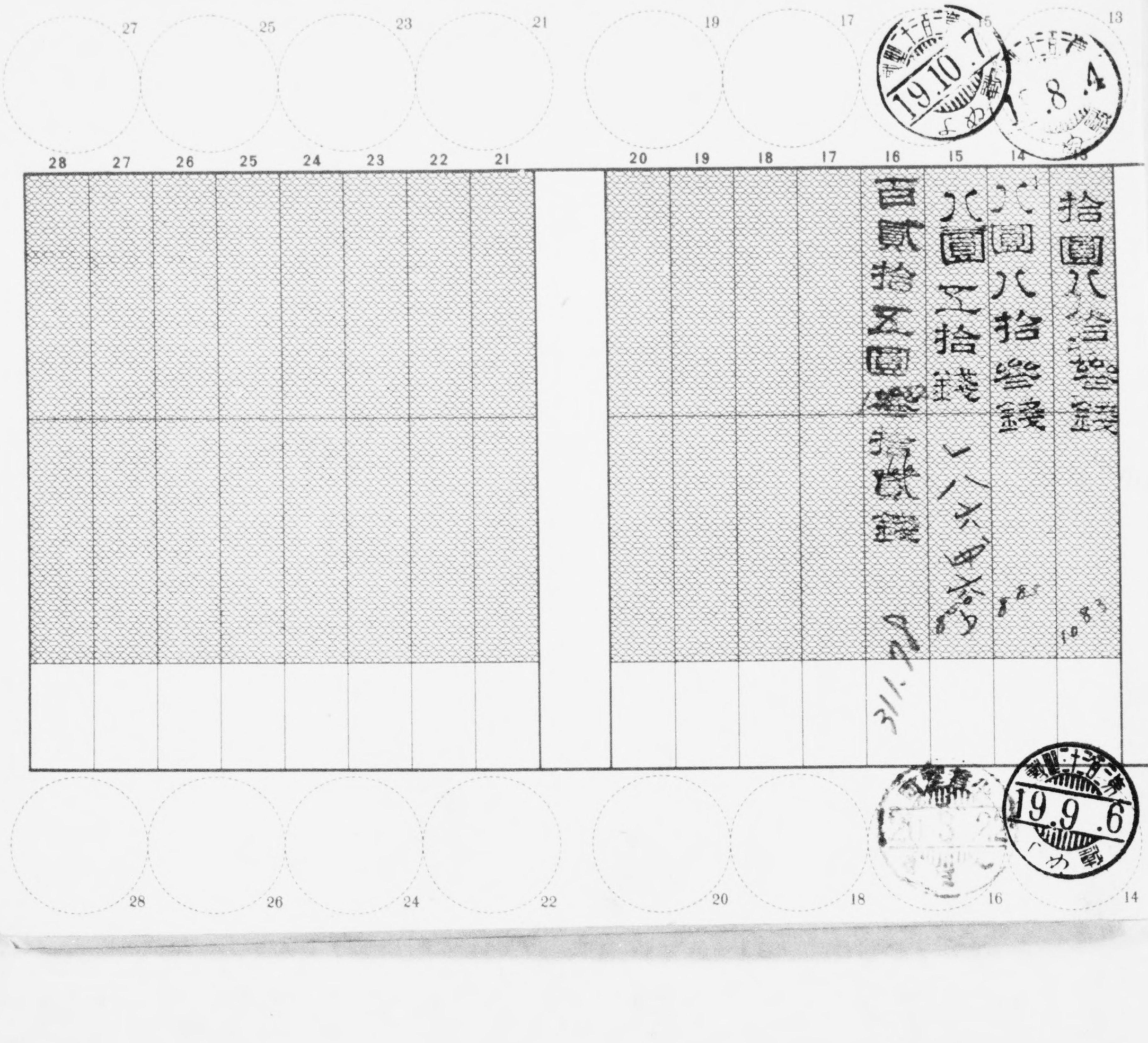

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
貳拾圓也	20-	
參拾圓也	30-	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	
拾圓八拾參錢	1083	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

433 652 少尉

軍事郵便貯金通帳

七七

朝 少尉 3

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬり04219

名氏	所住	要摘
ジャクエス・ヴィ・マーリフィールド殿	比島[illegible]所第一分所	Jacques V. Merrifield 2nd. Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

4416

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050